

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 22 日現在

機関番号：32662

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24520177

研究課題名(和文)古代日本の儀礼における音楽・芸能奏上の意義

研究課題名(英文)Political significance of ceremonial music and dance performance in ancient Japan

研究代表者

平間 充子(平間充子)(HIRAMA, Michiko)

桐朋学園大学・音楽学部・非常勤講師

研究者番号：90600495

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文):当時の正史・儀式書・記録類の記述から、古代日本の儀礼では「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」演じ、またそれを視て聴いていたのかを明らかにし、更にそれらは「なぜ」だったのかを政治的背景から考察した。具体的に扱ったのは、葬送儀礼、行幸、大嘗祭、正月の大饗、旬儀、五月五日および相撲節の芸能である。その結果、日本では古来在地の芸能は土地の霊力の象徴とされ、それを視て聴くことが支配者たる必須要件であったこと、律令制と同時に中国から支配者の徳を流布するための芸能とその概念が導入された可能性が高いこと、そして前者の概念は近衛府の、後者のそれは雅楽寮の芸能が其々表象していたことを指摘した。

研究成果の概要(英文):This study revealed the “who,” “what,” “where,” “when,” and “how” of ancient Japanese ceremonial performances and their audiences, using descriptions in official histories, protocols, and records of the time. I thereby examined “why”-what ceremonial music and dance performances meant in their respective political situation, including funeral rites, royal ceremonial visits (gyoko), grand harvest festivals (daijosai), New Year’s grand banquets (taikyo), 10-day cyclical rites (shunnogi), fifth of May ceremonies, and sumo wrestling. I concluded that native Japanese dance was considered a symbol of the land’s spirit. Additionally, it is likely that the performance, and the idea of “music as a way to extol the emperor’s virtue,” were introduced from China with the foundations of the Ritsuryosystem. Finally, Imperial guards (Konoefu) managed the performances based on former idea, while the Music Department (Gagakuryo) applied imported ideology.

研究分野：日本音楽史

キーワード：日本芸能史 日本古代史 雅楽 雅楽寮 近衛府 節会

1. 研究開始当初の背景

(1) 先行研究の状況

日本古代の音楽・芸能について実証的に研究するためには、楽器・楽譜・音楽家に関する記録といった音楽学研究で一般的に用いられる一次資料が極めて限られるといった制約がある。一方、日本古代の所謂文献史学の分野では、1980年代より儀礼、とりわけ饗宴研究に大きな進展が見られた。倉林正次を始め、橋本義則、古瀬奈津子らは朝廷で行われた儀礼の構造とその変化を解明することによって、儀礼が君臣関係を反映しつつ、政治的・社会的な秩序を表象・維持するために果たしていた大きな役割を実証している。とりわけ、饗宴とは天皇と臣下とのコミュニケーションの場であり、同じ場で同じものを食べることによって支配者層としての一体感を演出する役割を持つとした橋本の説、および節会を天皇の徳を臣下に垂らしめる給録型儀礼と臣下の側から天皇に忠誠を誓う構造を持つ奉獻型儀礼とに分類した山下信一郎の研究は、儀礼における音楽・芸能の分析にも有用であると考えられる。

(2) 研究代表の研究成果 場の論理から、奏楽の脈絡を読む

修士論文「音楽で見る古代国家 踏歌と節会(せちえ)を中心に」(古瀬奈津子氏を指導教官とし、音楽学ではなく史学専攻の修士号取得論文である)、および学位申請論文「古代日本国家の儀礼と奏楽 場の論理から奏楽の脈絡を読む」では、具体的な儀礼を複数取り上げて、奏楽の実態を中心に考察を行った。その結果、儀礼の構造とその変化が当時の政治的状況・君臣関係を大きく反映していること、朝廷の2つの奏楽機関である雅楽寮と近衛府とでは、儀礼の性格によって厳然と使い分けが見られること、行幸や大嘗祭で奏上される在地の芸能は、食物の献上と併せ王権就任儀礼と深い関連性があることなどを既に解明。

2. 研究の目的

(1) 古代日本の朝廷で行われていた諸儀礼における芸能奏上の様相を、文献史料より明らかにする。具体的には、「いつ」「どこで(どのような儀礼で)」「誰が(どのような人物・集団・組織が)」「何を」「どのように」奏上していたのか、といった基礎的な事項を整理する。

(2) 上記の結果を踏まえ、「なぜ」、そこで、彼ら(彼女ら)が、その芸能を奏上したのか・しなければならなかったのかについて、儀礼自体が持つ意義、芸能を奏上した人物・集団・組織、芸能を鑑賞・視聴した人物・集団・組織の3つの視点から考察を行う。その上で、古代日本の朝廷においては、芸能を行うことのみならず、またそれらを視聴す

ることも政治的・社会的意義を多分に担っていたことを実証する。

3. 研究の方法

(1) 史料の収集と分析

正史、官撰儀式書「内裏儀式」「内裏式」「儀式」(9世紀成立)、私撰儀式書「西宮記」「北山抄」「江家次第」、さらに「小右記」などの貴族の政務日記から、7世紀末～11世紀初頭の朝廷の儀礼における音楽・芸能の上演に関する記事を収集する。

(2) 日本音楽史、日本古代儀礼研究との照合

先行研究を参照しつつ、芸能奏上と視聴の意義について、儀礼の構造とその時代的な変化、芸能奏上側、芸能視聴側の3つの視点から考察。

(3) 論証と研究成果の発表、フィードバック

儀礼ごとに上記2つのプロセスを踏み、学会発表を行う。そこで得た反応と指摘を踏まえ、研究の視点・方法や論の細部を修正しつつ、他の儀礼の分析をまとめる。

4. 研究成果

(1) 「元日節会」「二宮大饗」「大臣大饗」「御齋会(みさいえ)」「定考(こうじょう)・列見(れけん)」と雅楽寮の奏楽に関する研究

前三者は、天皇、中宮・東宮、左右大臣、といった朝廷の頂点にある人物がそれぞれ年頭に主催する饗宴儀礼、また御齋会は朝廷が関与する仏事として最も大規模かつ公的な法会、定考・列見は太政官に勤務する官人の昇進手続きとしての政務儀礼である。これらは全て律令的秩序に基づく儀礼であり、雅楽寮のみが奏楽を行う、といった2つの共通点を持つ。一方、左右大臣の私邸で開催される大臣大饗以外は全て内裏で行われているが、そこには天皇も臨席しないため、この場合は、雅楽寮が「派遣」されたことを意味する。左右大臣がそれぞれの私邸で年頭に行っていた「臨時客」という饗宴儀礼、および「御齋会に准ず」との決定を天皇から受け、雅楽寮が派遣された大内裏以外の場所で行われた儀礼と、上記の儀礼とを比較し、「律令的秩序に基づく儀礼を司る律令的機関としての雅楽寮の奏楽」が、さらに天皇の徳を垂らしめるため、移動と設置・解除が可能な装置として積極的に機能していた可能性が指摘できる。

(2) 旬儀における近衛府の奏楽と中国の定期入朝制の比較

旬儀とは、毎月1・11・16・21の各日に、天皇が紫宸殿に出御して政務を視、参集した

臣下たちとその後饗宴を行う宮廷行事を指す。そこでは近衛府が奏楽を行う習わしである一方、その淵源とされた中国の所謂定期入朝制では、饗宴や奏楽は行われない。何故中国の定期入朝制には存在しなかった奏楽が日本の旬儀では行われたのか、更に何故旬儀では近衛府が奏楽を担当しなければならなかったのかを考察し、近衛府による奏楽が当時の日本・中国それぞれの宮廷における君臣関係の差異を反映している可能性を指摘した。

(3) 行幸と在地芸能の研究(大化前代~9世紀)

『日本書紀』および『続日本紀』から史実を記すと思われる行幸での芸能記事16件を分析すると、行幸では「訪れた場所に伝えられる芸能」が、「天皇を迎えた側の、在地の人々」によって行われる、という原則が窺える。仁藤敦史らの先行研究によると、行幸とは天皇やオオキミの単なる物見遊山ではなく、在地有力者が持つ政治的特権を新たな支配者に譲渡・確認する極めて政治的に重要な機会であること、そこでは「その土地で収穫されたものを、支配者の身体に取り込むこと」が土地の霊力を身に着けるために必須の儀礼的行為であったことが指摘されている。したがって、行幸で天皇が在地の芸能を「視て聴く」という行為は、土地の霊力を身体に取り込み、新たな支配者としての資格を得る政治的、社会的意義があると考えられ、本来は娯乐的なものではなかったことを新たに指摘した。

(4) 葬送儀礼の芸能研究(大化前代~8世紀)

中国の正史の記述から、日本にはいわゆる複次葬の習慣があり、第1次葬の段階で、死者に近接する場所で芸能が行われていた可能性が高い。『日本書紀』に見られる天皇の葬送儀礼にもそれが窺われるが、允恭天皇の葬送儀礼には調として新羅から派遣された楽人が歩きながら演奏する、といった当時の外交関係の縮図と大陸独特の風習が見受けられる。また、7世紀末の天武天皇の葬送儀礼で行われた様々な芸能には、「殯庭」といった政治的な場で、大和朝廷が氏族ごとに支配を進め、更には大陸から律令政治を取り入れた過程が反映されていること、同時に日本古来の慣習と中国から導入された制度との整合が試みられていたことが指摘でき、この記事を最後に1次葬における芸能が見られなくなるのも、中国の礼制にしたがった結果と判断できる。

(5) 大嘗祭の芸能研究(大化前代~9世紀)

平安初期の官撰儀式書『儀式』には、大嘗祭で様々な芸能が行われていたことが記されている。18世紀初頭に復元された久米舞は、その戦闘的な舞ぶりや歌詞は元来のもので

はなく、山野での狩猟・採取生活を歌っていたことが国文学の先行研究によって既に指摘されている。また、久米舞と対になって奏される吉志舞は、水軍・外交を司る一族によって伝承・奏上されているため、久米舞=山の民、吉志舞=海の民による歌舞が一对と捉えられていたと考えられる。この概念は国栖奏と隼人舞の組み合わせにも当てはめることができる上、山・海の民から貢献を受けることは支配者として必須の条件であるとの指摘も文献史学からなされている。一方、大嘗祭はコメの収穫儀礼でもあること、儀礼で天皇が食する米を貢献する悠紀国と主基国もそれぞれの「風俗」、つまり在地芸能を行うことはよく知られている。以上のことから、大嘗祭では、コメの収穫祭であるが故生物を口にすることができない天皇が、王権就任儀礼に臨む支配者として必須とされる山海の収穫物を取り込む手段として、久米舞と吉志舞が奏上された可能性が指摘できる。

(6) 中国の百戯とその日本への影響

百戯とは古代中国において行われていた音楽を伴う大掛かりな見世物のことで、アクロバット、相撲、軽業、幻術、仮装など様々な内容を持つ。渡辺信一郎の中国音楽と礼に関する研究成果および後漢期の石室に描かれた百戯の様相を示す壁画を参考に、正史などに見える記事を分析すると、それらは元来西方を中心とする異民族の芸能であったこと、中国は制圧した異民族の芸能を吸収し、国家の名のもとに育成・伝承していたことが指摘できる。『隋書』礼楽志に見える大業6年正月の洛陽において行われた大規模な百戯の記事は、朝貢に訪れていた異民族の使節に殊更それをひけらかすことによって国力を誇示し、より強固な服属を取り付けんとする煬帝の意図を示すものであろう。一方、日本においても百戯が行われていたことは、吉田早苗が検証した9世紀の相撲節の記事および「古楽図」(所謂信西古楽図)に明らかである。発足間もない7世紀末の踏歌節会にも既に百戯を窺わせる記事が見られること、踏歌節会は射の儀礼と一体として開始した可能性があること、また相撲節では多数の楽人も奉仕していた上、踏歌節会と相撲節の位相関係は年中行事における一年両分性の原理にも合致することから、大業6年に煬帝によって行われた洛陽の百戯は、日本の正月中旬の踏歌節会および7月の相撲節の双方に大きな影響を与えていた可能性が指摘できる。

(7) 今後の展望

上記の結果を踏まえ、古代日本の朝廷の儀礼における音楽や芸能奏上の意義について、更に「日中の比較」「女性史」「身体行動」の3つの視点から考察を行いたい。具体的な芸能としては、「散楽(百戯)」と「鼓吹」および「女楽」を取り上げ、導入の経緯や主に隋・唐代のそれらとの差異を明らかにしつつ、な

ぜそのような違いが生じたのかを、日中の政治的・社会的状況と結び付けて検証する。また、文字資料による分析の前提として、音楽や芸能の上演を示すために、文献上ではどのような表現や用語が用いられていたのか、についても考察を加える。結論として、日中の音楽・芸能の伝播を明らかにするのみならず、社会を反映した身体行動や統治思想として音楽や芸能が果たしていた重要性を指摘し、日中比較政治史にも新たな視点を提供したい。

日中の儀礼と奏楽に関する概観

まず、主に隋・唐代で芸能が行われていた儀礼を概観し、どのような性格を持つ儀礼で、どのような人々が、どのような芸能を行っていたのかについて把握する。申請者は既に、日本では雅楽寮と近衛府の2つの奏楽機関が並立し、雅楽寮は律令的な秩序を、近衛府はそれを超越した君臣関係を表象する、というように、社会秩序の差異によって使い分けられていたことを指摘した。また、渡辺信一郎によると、散楽(百戯)と鼓吹とは異民族に起源をもつという意味では共通しているが、その意義は相反するものとしてしばしば整備・改廃の対象となっている。このような研究状況に鑑み、日中の国家構造、とりわけ異民族支配の実態と概念がどのように芸能の奏上に反映されていたのかについて考察する。

女楽に関する考察

荻美津夫などの先行校研究に基づき、平安前期を中心に、女性のみでの奏楽機関である内教坊と、内教坊が奉仕するとされていた菊花宴、内宴、および正月七日節会についてその芸能と儀礼の実態を明らかにする。更に、岸辺成雄などの先行研究に基づき、中国における内教坊および女性による奏楽について日本との差異を指摘したい。伊集院葉子によると、すでに家父長制が成立し、「礼」規範に基づく男女の別が進んでいた中国の律令制に適合させるため、日本の律令女官制度は女性を排除しつつも権力・行政機構へ包括する側面を持っていた。それが崩れ、女性が権門勢家との私的関係に依拠した仕出へと変質を開始するのが9世紀の初頭である。一方、女性が芸能を行う上記の菊花宴、内宴が成立するのもやはり9世紀の初頭で、嵯峨朝や仁明朝はとりわけ中国風の文化や制度を積極的に導入したこと、特に内宴は天皇が文人を優遇し個人的結合を強めるために設定された場であったことが指摘されている。菊花宴も内宴に似た構造を持っているため、女性による芸能が行われた儀礼の場は、従来にはなかった新しい君臣関係を築くためにつくられ、また女性による芸能は中国に倣い成立・発達した可能性が高いことが予想される。

「奏」楽と「賜」楽に関する考察

六国史に散見する奏楽記事から、日本の正史における芸能や音楽の演奏を示す動詞を分析し、「作」「発」といった中立的な表現も

ある一方で、天皇が臣下に「賜」う芸能と、臣下が天皇に「奏」す芸能の差異を明らかにする。同様に、中国の正史(音楽志)などを中心に芸能や音楽の演奏を示す用語について分析、両者の結果を比較し、日中の芸能奏上の概念的な差異について考察する。結果として、日本では賜う楽を雅楽寮が、奏す楽を近衛府が担当するといった区別が認められる一方、中国には臣下が皇帝に奏する楽の概念がないことが予想され、日中の帝国構造や君臣関係が儀礼中での芸能の奏上にも反映されていることを指摘したい。

散楽(百戯)に関する考察

まず日本古代の記録類に見られる散楽(百戯)の記事を分析し、散楽(百戯)の実態を把握したうえで、福島和夫らの先行研究に基づいていわゆる「古楽図」など図像資料についても検証し、日本における「散楽」や「楽」の概念についても考察する。《陵王》《蘇莫者》《抜頭》など、現行の舞楽の演目が百戯(散楽)起源であることは既に知られているが、榎一雄や原田三壽らの先行研究を参照しつつ、北魏の仏教寺院で行われていた百戯と飛鳥・奈良時代の仏教寺院の芸能を比較し、その直接的な影響について指摘したい。

鼓吹に関する考察

主に「西宮記」に見られる記述を中心に、稲田奈津子の葬送儀礼研究を参照しつつ日本の鼓吹の実態を明らかにする。渡辺信一郎によれば、「鼓吹楽は、器楽編成・規模を等級化し、王侯・臣下に対し、身分に応じて下賜される」ものであり、彼らが「皇帝・天子との間に礼制的身分秩序を構築したことを意味する」とされる。この説に基づき、なぜ日本では鼓吹が定着しなかったのかについて政治的な視点から検証を行いたい。

支配構造と芸能奏上についての考察

同じく渡辺信一郎の先行研究を参照。それによれば、隋の燕楽(饗宴儀礼での音楽・芸能)の主要部をなす「周辺諸民族からの楽人・音楽の導入、その宮廷での演奏は、皇帝の文徳と武功が天下とその四周にまでくまなく及んでいること、すなわち天下秩序の実現を眼に見え、かつ耳に聞こえる形で実証するものであった。」一方、日本古代の饗宴儀礼は、同じ場所で同じものを見、聴き、食べることによって貴族が天皇との一体感を得、支配階級としての地位を再確認する機能を持っていたとされている。また、中国「周辺の諸民族・諸国からすれば、それは中国の天子の徳を慕って楽人・音楽を貢進すること、端的に言って皇帝への能動的な政治的服従を意味する」(渡辺信一郎)一方、日本古代の行幸や大嘗祭の儀礼では、むしろ支配者が支配者としての資格を得るための義務として、土地の霊力を象徴する食物を食べ、芸能を見て聴く機会が持たれていたことは前記(3)のとおりである。これらの例から、音楽・芸能が支配に果たしていた役割、とりわけ発信と受信とに関わる身体行動としての

重要性について指摘したい。

「ミュージッキング」の視点

その場合、参考になるのが音楽を「行為」としてとらえる視点である。民族音楽学（音楽民族学）では、音楽や芸能を社会的な脈絡の中に位置づける視点に加え、舞踏や儀礼などとの関連性に鑑み、音楽・芸能を行為として捉える視点がかねてから用いられていた。音楽を行為として捉える視点は、2000年代に入り応用音楽学からも提唱されてきている。クリストファー・スモールのいわゆるミュージッキングはその嚆矢とも言えるが、それをとりわけ身体論の視点から展開する山田陽一らは、音楽の発信だけでなく、受信するという行為も重要視している。注目すべきは、スモールが行為としての音楽を儀礼に例えて論じている点である。儀礼とは、「その身振りを通じて、自分たちがそうあるべきと想像し、考え、感じる世界を模範にしつつ、自分たちがどう結びついているかを表現する」ものとされる。この主張は、古代日本の饗宴儀礼が君臣関係の確認と維持のために持たれていた、とする日本古代史の通説と合致する。さらに、スモールが「儀礼とはもちろん行為である」こと具体例として挙げる「作る、着る、陳列する、食べる、実演する、使うという行為」は、全て日本古代の饗宴儀礼に普遍的にみられる特徴である。したがって、「儀礼」における音楽や芸能を、「発信」・「受信」双方による「身体」行動として論じる視点は、古代日本の儀礼と芸能の研究にとって重要であると考えられる。

参考文献

伊集院葉子『古代の女性官僚』2014年、吉川弘文館、東京
スモール、クリストファー著、野澤豊一・西島千尋訳『ミュージッキング』2011年、水声社、東京
橋本義則『平安宮成立史の研究』1995年、塙書房、京都
山下信一郎『日本古代の国家と給与制』2012年、吉川弘文館、東京
渡辺信一郎『古代中国の楽制と国家 日本雅楽の源流』2013年、文理閣、京都

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 1件)

平間充子「古代日本における葬送儀礼の芸能 大陸文化の導入とその展開」『東アジア比較文化研究』13号、173 - 90頁、査読有、平成26年6月

〔学会発表〕(計 10件)

HIRAMA, Michiko "Eating, drinking, wearing, listening, watching, and

performing in the ancient Japanese court", 2015年7月(確定), the 43rd World Conference of the International Council for Traditional Music (ICTM), 査読有, アスタナ(カザフスタン)

HIRAMA, Michiko 「食物貢献儀礼としての芸能: 古代日本の大嘗祭(9世紀)」, 講演会「歴史における継承と廃絶: 日本、伝統、近代性」および「日本の伝統音楽における実践と社会的脈絡」, 2015年3月、査読無、バルセロナ(スペイン)

HIRAMA, Michiko "Otherness in the ancient court music of China and Japan: The Baixi 百戲 festival and its transmission to Japan", 2014年8月, International Multidisciplinary Symposium and Concert "Music and Otherness", 査読有, リュブリャナ(スロベニア)

HIRAMA, Michiko "Ideology of Domination in Ancient Japan: Music and Dance Performances in Daijōsai (Grand Harvest Festival)", 2014年8月, The 14th European Association for Japanese Studies (EAJS) International Conference, 査読有, リュブリャナ(スロベニア)

HIRAMA, Michiko "The Baixi 百戲 festival of Emperor Yang 煬帝", 2014年8月, The 4th Symposium of the ICTM Study Group for Musics of East Asia (MEA), 査読有, 奈良

HIRAMA, Michiko "Music and dance performances at funeral rites: as a political mechanism in the ancient Japanese court", 2013年11月, International Conference "Japanese Civilization: Tokens and Manifestation", 査読有, クラクフ(ポーランド)

HIRAMA, Michiko 「葬送儀礼における芸能: 古代日本の朝廷における政治的装置として」, 2013年11月、スペイン国立科学研究高等会議ミラ・フォンタナルス研究所講演会「我ら斯く在り、斯く在りき」, 査読無、バルセロナ(スペイン)

HIRAMA, Michiko "The Meaning of Performance by Native People: "Musicking" in the Ancient Japanese Court", 2013年9月, 第1回 EAJS 日本会議, 査読有, 京都

HIRAMA, Michiko "Appreciation of Music and Dance Performance as Imperial Obligation in Royal Ceremonial Visits of the Ancient Japanese Court", 2013年7月, the 42nd World Conference of the ICTM, 査読有, 上海(中華人民共和国)

平間充子 「古代日本の宮廷儀礼と近衛府の奏楽 日本の旬儀と中国の定期入朝制との比較を通じて」, 2013年3月、第10回日中音楽比較研究国際会議、査読有、東京

〔図書〕(計 2件)

HIRAMA, Michiko 他、出版社未定、クラクフ(ポーランド)、International Conference “Japanese Civilization: Tokens and Manifestation”、2015、ページ数未定

HIRAMA, Michiko 他、出版社未定、アスタナ(カザフスタン)、Innovative technologies in contemporary visual art、2015、ページ数未定

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

〔その他〕

ホームページ等

無

6. 研究組織

(1) 研究代表者

平間 充子 (HIRAMA, Michiko)

桐朋学園大学・音楽学部・非常勤講師

研究者番号：90600495

以下余白